四條畷鳥獣保護区保護に関する指針(案)

大 阪 府

1 名 称 四條畷鳥獣保護区

## 2 区域

四條畷市と大東市、奈良県との境界線の接点を起点とし、同点から四條畷 市と大東市との境界線を北進し、大阪府砂防設備神社谷砂溜工(整理番号 22-01) に至る。大阪府砂防設備神社谷砂溜工(整理番号 22-01) から四條 畷神社の敷地西端に沿って北進し、市道南野 9 号線との交点に至る。同点 から市道南野 9 号線を北進し、市道南野 2 丁目 17 号線との交点に至る。同 点から市道南野2丁目17号線を北進し、権現川との交点に至る。同点から 権現川を東進し、御机橋との交点に至る。同点から御机橋を北進し、市道 南野8号線との交点に至る。同点から市道南野8号線を西進し、市道南野 清滝 2 号線との交点に至る。同点から市道南野清滝 2 号線を北進し、国道 163 号線との交点に至る。同点から国道 163 号線を東進し、清滝橋北詰先 の市道清滝下田原線との交点に至る。同点から市道清滝下田原線を東進し、 讃良川との最北の交点に至る。同点から讃良川を北進し、大阪府砂防設備 讃良川砂溜工(整理番号 18-04)に至る。大阪府砂防設備讃良川砂溜工(整 理番号 18-04) から北に直線で四條畷市と交野市との境界線の交点に至る。 同点から四條畷市と交野市との境界線を東進し、奈良県と四條畷市との境 界線との交点に至る。同点から奈良県と四條畷市との境界線を南進し、国 道 163 号線との交点に至る。同点から国道 163 号線を西進し、市道田原中 央線との交点に至る。同点から市道田原中央線を南進し、市道大谷地線と の交点に至る。同点から市道大谷地線を西進し、府道中垣内南田原線との 交点に至る。同点から府道中垣内南田原線を西進し、府道大阪生駒線との 交点に至る。同点から府道大阪生駒線を東進し、奈良県と四條畷市との境 界線との交点に至る。同点から奈良県と四條畷市との境界線を南進し、起 点に至る線で囲まれた区域。

- 3 面 積 約1,100**ha**
- 4 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日
- 5 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

#### 6 鳥獣保護区の指定目的

# (1) 地域の概況

四條畷鳥獣保護区予定地は、奈良県と境を接する大阪府の東部にある四條 畷市の中・東部、生駒山系の北部に位置し、東側は生駒山地主稜線を挟んで奈 良県と接する山林地帯、西側には飯盛山がそびえ、北には河内と大和を繋ぐ清 滝街道が通っている。

本地域を含む四條畷市は全域が銃器を対象とする特定猟具使用禁止区域(面積約1,874ha)に指定されている。また本地域は生駒山系沿い北側に交野鳥獣保護区(面積約1,030ha)、南側に生駒山鳥獣保護区(面積約2,100ha)に挟まれており、鳥獣保護区として一体的に保護を図る上で重要な地域となっている。

また、本予定地の東部を除く地域は金剛生駒紀泉国定公園に指定されており自然環境の保全上も重要な地域となっている。

本地域には、生駒山地主稜線の西に多くの谷が形成されており、奈良朝時代にこれらの谷をせき止めて築造された新池、古池、中ヶ池、砂溜池の 4 池を総称した室池があり、野生鳥獣の生息地として重要な拠点となっている。

池の周辺部、稜線部はコナラ、クヌギが多く、一部にアカマツが混じる。谷筋の一部にスギ植林がある。その他はソヨゴ、アラカシ等の照葉樹、ヤシャブシ、モミジ類等の落葉樹、ササ類等の植生で構成されている。

現在の室池周辺は金剛生駒紀泉国定公園に指定されると共に、府民の森緑の文化園むろいけ園地として整備されている。木道、遊歩道などのハイキングコースや自然観察、スポーツ、リクリエーション、セミナー、宿泊施設があり、自然リクリエーションゾーンとして府民に開放されている。

四條畷鳥獣保護区予定地は、コナラ、クヌギ等の落葉広葉樹林を主体とした 複雑に入り組んだ山地地形と室池によって形成される水辺環境が複合的に存在 する環境である。

### (2) 鳥獣の生息状況

鳥獣保護区の指定にあたり行った事前調査では、府下ではこれまでに約 334 種の野鳥が記録されている(日本野鳥の会大阪支部「大阪府鳥類目録 2001」)が、今回の調査では、その約 3 割に当たる 111 種の鳥類が確認されている。確認されている鳥類には、環境省レッドリスト記載種 6 種、大阪府レッドデータブック記載種 38 種が含まれており、地域の鳥類の生息環境としての重要性を裏付ける結果となった。

室池を擁するため、カイツブリ目、ペリカン目、コウノトリ目、カモ目、ツル目、チドリ目などの水鳥類が6目7科21種記録された。これは全体の18.9%

にあたる。また、鳥獣保護区予定地内の林は繁殖期及び越冬、通過時の小鳥類にとって、採餌・休息の場所として 1 年を通じて重要な生息環境となっていると考えられる。

獣類では、ニホンリス、イタチ科の一種、イノシシの 3 種の獣類が生息していることが確認されており、野生鳥獣の生息地として非常に重要な地域である。

# (3) 保護管理に関する事項

当地区における野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、鳥獣保護員やNPO等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

鳥獣保護員や行政職員による巡視や警察と連携したメジロ等の密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

イノシシ等による農作物被害の発生に対しては、大阪府イノシシ保護管理 計画に基づき、有害鳥獣の捕獲等による保護管理を行う。

行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよう普及啓発に努める。